

フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するアンケートについて（協力依頼）

公正取引委員会及び厚生労働省は、フリーランス法（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）（令和6年11月1日〔施行予定〕）に向けて、各業界における本法に係る理解の度合いを把握することや、発注者・受注者が本法の規律に関しての自己点検を行うこと等を目的として、フリーランス取引の状況についての実態調査（フリーランス法施行前実態調査）を実施することとしました。

【留意事項】

- ・この調査については、各業界団体等を経由して御回答のお願いをしております。複数の業界団体等に加入されている方については、複数の業界団体等から回答依頼が届くこともありますが、そのような場合であっても、複数回重ねて御回答いただく必要はございません。
- ・御入力いただいた連絡先については、今後のフリーランス法又は下請代金支払遅延等防止法に関する情報提供や調査等の発送先等として活用する場合があります。ただし、本調査での回答をもって本法違反を認定することはありません。
- ・御回答いただいた内容については、公正取引委員会及び厚生労働省において集計等の取りまとめを行い、集計結果については、事業者名・事業者団体名が分からない形式で公表する場合があります。

【回答用URL】

https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited/freelancesurvey2024_m6SyRsQc.html

【回答期間】

令和6年5月27日（月）から同年6月19日（水）まで

【調査に関する問合せ先】

設問10から設問13まで以外に関するお問い合わせ

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課
フリーランス取引適正化室
戸塚、鈴木、廣地、黒川
電話番号：03-3581-5479（直通）
メールアドレス：freelancesurvey2024@jftc.go.jp

設問10から設問13までにに関するお問い合わせ

厚生労働省雇用環境・均等局総務課
雇用環境政策室
庄司、木村、向島、尾崎
電話番号：03-3595-3275（直通）
メールアドレス：seisakusitsul3@mhlw.go.jp
メールアドレス：freelancesurvey2024@jftc.go.jp